

調査検討・事業実施の地震・津波対策

焼津市では、平成 26 年 3 月に全国に先駆けて「焼津市津波防災地域づくり推進計画」を策定しました。本計画に位置付けられている主な地震・津波対策を紹介します。
これらの対策は、レベル1の地震・津波による浸水を限りなくゼロにし、レベル2の浸水に対しても大きな減災効果をもたらします。
問合せ 危機政策課 ☎625-0128

①海岸堤防の強靱化

海岸堤防について、レベル1の地震・津波を防護できる施設の整備及び、レベル2の津波が堤防を乗り越えた場合にも粘り強く減災効果を発揮する構造への改良を国・県に要請中（栃山川・藤守川河口付近で一部施工済）。また、減災効果があり景観に配慮した「緑の防潮堤」を国が主催する「駿河海岸整備検討会」において検討中。

②二級河川水門の耐震化（石脇川水門・石脇川新水門・梅田川水門・橋山川水門）

津波の河川遡上による浸水被害を防止するために設置されている水門について、県により耐震補強を実施済。

③二級河川瀬戸川護岸の耐震化

当目大橋下流側の右岸において県により護岸の耐震補強を実施中。

④焼津漁港の津波対策

「焼津漁港津波対策検討委員会」で取りまとめられた「焼津漁港津波対策の基本方針」により、防波堤等の粘り強い改良や水門等による減災対策の検討を県が行っていく。市としては、引き続き、更なる減災対策の実施を要望していく。

⑤藤守川の津波対策

津波の河川遡上による浸水被害を防止するため、藤守川河口へ堤防と一体となった耐震水門の設置を国に要請中。

⑥大井川港内河川の津波対策

津波の河川遡上による浸水被害を防止するため、河口に津波が襲来したとき閉鎖する水門の設置を検討中。

レベル1とは？ レベル2とは？

「レベル1の地震・津波」とは…

静岡県がこれまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く、発生すれば、大きな被害をもたらす地震・津波

「レベル2の地震・津波」とは…

内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

【引用元：静岡県第4次被害想定調査（第一次報告）】



▲平成 26 年度大井川港に津波救命艇を配備しました



▲平成 26 年度浜当目地区吉花トンネル東側に避難路を整備しました



これらの対策によりレベル2の地震・津波による浸水被害も大幅に軽減されます

⑦大井川港内津波対策事業

津波による浸水を防ぐため、胸壁や陸こうなどの新設を国・県と協議中。

⑧大井川港海岸 海岸保全施設改良事業

既存の堤防や防潮堤について、粘り強く減災効果を発揮する構造への改良を国・県と協議中。

⑨大井川港港口水門整備事業

津波による浸水を防ぐため、長期的な構想として港口への水門の新設を今後検討。

■各対策の問合せ先

- ①、②、③、⑤、⑥ 河川課 ☎626-1118
- ④ 水産課 ☎626-1192
- ⑦~⑨ 大井川港管理事務所 ☎622-1337



▲平成 26 年度焼津東小学校に外付け階段を整備しました

市内各施設に外付け階段等を整備

- H24 焼津西小学校
- H25 利右衛門地区、高新田地区、高新田東地区、吉永地区、藤守地区、下小杉地区の各コミュニティ防災センター
- H26 焼津東小学校、港小学校、石津保育園、小川公民館
- H27 焼津南小学校（予定）、港中学校（予定）

その他の地震・津波対策のご紹介

■津波避難空白域の解消に向けて！

浸水が想定される区域においては、津波避難施設を確保するとともに避難シミュレーションを行い、津波避難空白区域の解消に向け取り組んでいます。

- 市内既存ビルの津波避難施設としての活用…鉄筋コンクリート3階建て以上の建物所有者に、災害発生時の一時避難の受け入れ先となっていくため、既に221施設の承諾を得ています。また、避難施設を設置するための補助制度も設けています。
- 高台整備による避難場所の確保…平成27年度に高台3カ所を整備し、避難場所の確保をします。

- 鉄筋コンクリート造り住宅建築や救命艇の設置への補助…鉄筋コンクリート造りの住宅建築や救命艇を個人が設置する場合の補助などについても検討しています。
- 津波避難タワーの整備…21基を整備しました。
- 津波避難経路の整備…浜当目地区に山や県道に駆け上がる避難路を整備し、手すりや太陽光発電の照明灯を設置しました。また大井川地区のコミュニティ防災センター6カ所に外付け階段を整備しました。

- 地域の防災力向上に向けた支援策
- 講演や図上訓練などの実施…市民防災リーダー育成講座を開講し、専門家による講演や指導を行っています。また、自主防災会や児童生徒を対象に災害図上訓練などを実施しています。
- 要配慮者や各家庭での対策…自主防災会に避難行動要支援者を想定した訓練実施を働きかけたり、障害児を対象とした宿泊訓練への支援、家具転倒防止器具取り付けサービスの実施や木造住宅の耐震補強事業への補助を行っています。

■津波被害を踏まえた土地利用の規制緩和
標高が比較的高い区域に、住宅や事業用地を確保できるよう、土地利用規制の緩和を国・県へ要望しています。

「緑の防潮堤」を国へ要請、さらなる減災を図ります

「緑の防潮堤」は、粘り強い構造に改良した防潮堤の陸側に土を盛り、植樹するものです。

基礎部分が強化されて倒壊しにくく、仮に防潮堤を越える高さの津波が襲来した場合でも、防災林が勢いを弱めて内陸への到達時間を遅らせ、住民の避難時間を長くする効果があります。

また、コンクリートがむき出しの防潮堤と違い、景観や自然環境にも配慮されたものとなります。

市が国へ整備を要請している箇所は、田尻北から大井川港に至る約7.3キロの区間であり、「緑の防潮堤」の整備は、「レベル2の津波」に対しても減災効果があります。市としても、苗木の育成や土砂の確保などの支援を行っています。

